

健生食輸発0930第1号
令和7年9月30日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(メキシコ産セロリのクロルピリホス、インドネシア産コーヒー豆のイソプロカルブ
並びにカンボジア産及びベトナム産バナナのピラクロストロビン)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正：令和7年
9月26日付け健生食輸発0926第3号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき
実施しているところである。

今般、メキシコ産セロリのモニタリング検査において残留農薬等の基準に違反した事
例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正する。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、インドネシア産コーヒー豆並びにカンボジア
産及びベトナム産バナナについてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御
了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第2への追加

- ・メキシコ産セロリ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のクロルピリホス

2. 別表第3への追加

- ・メキシコ産セロリ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のクロルピリホス(製造
者、製造所、輸出者又は包装者が「AGROPRODUCTORES LA YUNTA SPR DE RL」又は
「CORPORATIVO INTEGRAL K&M DEL BAJIO,S.A.DE C.V.」であるものに限る。)

3. 別表第3から削除

- ・インドネシア産コーヒー豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)のイソプロカル
ブ(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「PT. OLAM INDONESIA」であるものに限
る。)
- ・カンボジア産バナナ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のピラクロストロビン
(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「LONG SRENG HUA JIAN AGRICULTURE
DEVELOPMENT CO.,LTD.」であるものに限る。)
- ・ベトナム産バナナ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のピラクロストロビン(製
造者、製造所、輸出者又は包装者が「JINSHAN VIETNAM COMPANY LIMITED」である
ものに限る。)